

## 犬山市教育委員会後援名義使用承認等取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、後援名義の使用及び市教育委員会賞の授与について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援名義 犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が事業の趣旨に賛同し、実施を奨励する目的で使用する教育委員会の名称をいう。
- (2) 教育委員会賞 教育委員会の名称を冠して授与する賞をいう。

### (承認等の基準)

第3条 教育委員会は、事業が次の各号（愛知県の後援名義の使用の承認等又は愛知県知事賞等の授与の許可等を受けており、かつ、今後教育委員会の魅力向上につながる事が期待できる事業（以下「県後援等事業」という。）にあつては、第2号及び第3号を除く。）のいずれにも該当すると認めるときは、教育委員会の後援名義の使用の承認及び教育委員会賞の授与の許可（以下「承認等」という。）をすることができる。

- (1) 目的及び内容が、教育、芸術、文化、歴史まちづくり又はスポーツの振興に寄与すると認められるもの
- (2) 広く市民が参加できるもの
- (3) 市内で実施するもの又は教育委員会の教育政策を周知する効果が期待できるもの
- (4) 主催者に事業遂行能力及び責任能力があると判断されるもの
- (5) 開催場所について、安全、公衆衛生及び災害防止に関し必要な設備の設置及び措置が講じられているもの
- (6) 教育委員会賞の授与の許可をする場合にあつては、参加者が競い争うことにより技能の一層の向上が期待できると認められるもの

の

2 前項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認等をしないものとする。

- (1) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
- (2) 特定の思想又は主義主張の浸透を図ることを目的とするもの
- (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 教育委員会の施策の方針に反するもの
- (5) 教育委員会の名誉を毀損し、又は信用を失墜するもの
- (6) 人権侵害又は差別を助長するおそれのあるもの
- (7) 営利を目的とするもの
- (8) 特定の団体の宣伝又は売名を主たる目的とするもの（県後援等事業を除く。）
- (9) 行政の運営に支障をきたすもの
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団が関与する事業でない旨の申出がなかったもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、承認等をすることが不相当と認められるもの  
（承認等の申請）

第4条 承認等を受けようとする事業の主催者（以下「申請者」という。）は、承認等を希望する日の1月前までに、犬山市教育委員会後援名義使用承認等申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 規約等主催者の組織の目的、運営等の状況が分かる書類
- (2) 開催要領等事業の内容が分かる書類
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類  
（承認等の決定）

第5条 教育委員会は、前条の申請があったときは、犬山市教育委員会後援名義使用承認等審査チェックリスト（様式第2）により審査し、承認等の可否について決定したときは、犬山市教育委員会後援

名義使用承認・不承認等通知書（様式第3）により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により承認等をする場合において、教育委員会は、適正な後援名義の使用又は教育委員会賞の授与のため必要があると認めるときは、当該承認等に条件を付することができる。

（申請内容の変更）

第6条 前条第1項の規定により承認等を受けた事業の主催者（以下「承認等決定者」という。）は、当該承認等に係る申請の内容に変更が生じたときは、犬山市教育委員会後援名義使用承認等変更申請書（様式第4）に当該変更の内容が分かる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該申請をした承認等決定者に通知するものとする。

（承認等の取下げ）

第7条 承認等決定者は、承認等を受けた事業を中止するときその他承認等の必要がなくなったときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る承認等の決定は、なかったものとみなす。

（承認等の取消し）

第8条 教育委員会は、第5条第1項の規定により承認等を受けた事業又は承認等決定者が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、当該承認等を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第5条第2項の条件を遵守しなかったとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により承認等を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が承認等を取り消す必要があると認めたとき。

- 2 教育委員会は、前項の規定により承認等を取り消すときは、犬山

市教育委員会後援名義使用承認等取消通知書（様式第5）により、当該承認等を受けた者に通知するものとする。

（事業の報告）

第9条 承認等決定者は、当該事業の終了日から1月以内に、犬山市教育委員会後援名義使用承認等事業実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業の結果が分かる書類
- (2) その他教育委員会が必要と認める書類

（事業後の審査）

第10条 教育委員会は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る事業に対し承認等を行うことが不適當であったと認めるときは、当該審査した日以後に同一の主催者が実施する事業について承認等をしないものとする。

（事務の担当）

第11条 承認等に係る事務は、当該承認等に係る事業の趣旨に最も密接に関連する事務を分掌する課が担当する。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 犬山市教育委員会後援名義使用許可取扱要綱（平成24年8月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年2月25日から施行する。

様式第1（第4条関係）

（表）

犬山市教育委員会後援名義使用承認等申請書

年 月 日

犬山市教育委員会

申請者（主催者）

所在地

団体名

代表者

連絡先

下記のとおり申請します。

記

1 事業の概要

事業名	
事業の 目的・内容	
開催日時 (表彰日)	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
開催場所	
事業 参加者	参加対象者： 参加予定人数： 名
参加料等	<input type="checkbox"/> 有 ( 円 ) ・ <input type="checkbox"/> 無
その他	<input type="checkbox"/> 本事業は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団が関与する事業ではありません。

2 申請の種別（後援名義の使用 ・ 教育委員会賞の授与）

(1) 後援名義の使用

他団体への後援名義の使用の申請 有（団体名： ） ・ 無

(2) 教育委員会賞の授与

教育委員会賞の授与の予定枚数 \_\_\_\_\_枚

(裏)

### 3 事業収支計画書

#### (1) 収入

項目	金額 (円)	内訳
収入計		

#### (2) 支出

項目	金額 (円)	内訳
支出計		

#### (3) 収支残額

収入 - 支出	円
---------	---

#### (4) 収支残額の使途

<p><input type="checkbox"/> 本事業で生じた収支残額は、今後の公的活動・事業に充てる又は犬山市又は犬山市教育委員会に寄附するものとし、私的な分配は行いません。</p>
--

《備考》 次の書類を添付してください。

- ・ 規約等主催者の組織の目的、運営等の状況が分かる書類
- ・ 開催要領等事業の内容が分かる書類
- ・ その他教育委員会が必要と認める書類

## 様式第 2 (第 5 条関係)

### 犬山市教育委員会後援名義使用承認等審査チェックリスト

#### 1. 対象となる事業 (第 3 条第 1 項関係)

次のいずれにも該当する事業について、教育委員会の後援名義の使用の承認及び教育委員会賞の授与の許可をする。

(1) 目的及び内容が、教育、芸術、文化、歴史まちづくり又はスポーツに寄与すると認められるもの	適 ・ 否
(2) 広く市民が参加できるもの ※1	適 ・ 否
(3) 市内で実施するもの又は教育委員会の教育政策を周知する効果が期待できるもの ※1	適 ・ 否
(4) 主催者に事業遂行能力及び責任能力があると判断されるもの	適 ・ 否
(5) 開催場所について、安全、公衆衛生及び災害防止に関し必要な設備の設置及び措置が講じられているもの	適 ・ 否
(6) 教育委員会賞の授与の許可をする場合にあっては、参加者が競い争うことにより技能の一層の向上が期待できると認められるもの	(※2) 適 ・ 否

(※1) 愛知県の後援名義の使用の承認等又は愛知県知事賞等の授与の許可を受けている場合は「否」でも可

(※2) 教育委員会賞の授与の許可の申請を含む場合にチェックが必要

#### 2. 不承認・不許可とする理由 (第 3 条第 2 項関係)

上記 1 のいずれにも該当する事業であっても、次のいずれかに該当する事業は、教育委員会の後援名義の使用の承認及び教育委員会賞の授与の許可をしない。

(1) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの	該当・非該当
(2) 特定の思想又は主義主張の浸透を図ることを目的とするもの	該当・非該当
(3) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの	該当・非該当
(4) 教育委員会の施策の方針に反するもの	該当・非該当
(5) 教育委員会の名誉を毀損し、又は信用を失墜するもの	該当・非該当
(6) 人権侵害又は差別を助長するおそれのあるもの	該当・非該当
(7) 営利を目的とするもの	該当・非該当
(8) 特定の団体の宣伝又は売名を主たる目的とするもの (県後援等事業を除く。)	該当・非該当
(9) 行政の運営に支障をきたすもの	該当・非該当
(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団が関与する事業でない旨の申出がなかったもの	該当・非該当
(11) 上記のほか、(教育委員会の後援名義の使用の承認・教育委員会賞の授与の許可) をすることが不適当と認められるもの	該当・非該当

様式第3（第5条関係）

犬山市教育委員会後援名義使用承認・不承認等通知書

年 月 日

様

犬山市教育委員会 ㊤

年 月 日付け申請のありました下記の事業に係る  
（後援名義の使用・教育委員会賞の授与）についての審査結果  
は、次のとおりです。

記

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 承認・許可の審査結果

- (1) 後援名義の使用（承認・不承認）
- (2) 教育委員会賞の授与（許可・不許可）

3 承認・許可の場合の条件

- (1) 申請書の記載事項に変更が生じたときは、犬山市教育委員会後援名義使用承認等変更申請書（様式第4）を教育委員会に提出すること。
- (2) 事業の広報宣伝等は、主催者の責任において実施すること。
- (3) 事業の終了日から1月以内に、犬山市教育委員会後援名義使用承認等事業実績報告書（様式第6）を教育委員会に提出すること。
- (4) 後援名義の使用の承認又は教育委員会賞の授与の許可のための要件を確認するため、必要な書類の提出を求めたときは、その指示に従うこと。

4 不承認・不許可の場合の理由